

第391号

令和6年

2月1日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
横浜市戸塚区上倉田町449-2
戸塚法人会館106号室
TEL 045(881)8558
FAX 045(861)3505
発行責任者 森 栄子
印刷所: 共進印刷

令和5年分 確定申告の事務所受付について

完全予約制となっておりますので、予約日・予約時間をお間違えないようにお願いいたします。

今年は繰入替制となっております。申告相談時間の延長は出来ませんので、お忘れ物等にご注意ください。

※事務所では申告者の方の駐車場、駐輪場はありません。お車、自転車、バイク等でご来所の際はお近くの有料駐車場、有料駐輪場をご利用ください。

持ち物チェックリストは、チラシとして1月号に同封しております。

所得税の決算・申告相談をされる方へ

- ・確定申告期のご相談は完全予約制となっております。
- ・1回の指導時間は50分以内です。(厳守させていただきます)
- ・予約日の変更・キャンセルの場合は、予約日の3営業日前までに事務局へご連絡ください。
- ・1回のご相談で申告手続きが完了(電子申告本人送信の場合は送信完了、代理送信や書面提出の場合は申告書類提出完了)するように、忘れ物等の不備がないようにお願いします。
- ・土地・建物や株式の譲渡等がある方や、相続税・贈与税の申告については、税務署でご相談ください。(税務署のご相談も予約制、或いは当日整理券制です)

横浜市からのお知らせ

固定資産税の「縦覧」制度について(令和6年度)

固定資産税の「縦覧」は、土地・家屋について、縦覧帳簿をご覧くださいことにより、納税者が自己の所有する資産の価格と区内にある他の資産の価格とを比較して、ご本人の資産に対する評価が適正かどうかを確認していただく制度です(無料)。

- 期間 令和6年4月1日(月)から4月30日(火)まで[土・日・祝日を除く](予定)
- 時間 8時45分から17時00分まで
- 場所 資産の所在する区の区役所税務課の窓口
- 縦覧できる方 固定資産税の納税者、その代理人など
- 必要書類 官公署発行の顔写真付き本人確認書類

[例] マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポートなど

※顔写真付きでない場合は、納税通知書と健康保険証など2種類の書類が必要です。

※代理人の場合は、委任状及び代理人ご自身の本人確認書類が必要です。

(法人の場合は、委任状に代表者印を押印してください。)

横浜市税 縦覧帳簿の縦覧

検索

戸塚税務署からのお知らせ

○ 令和5年分の確定申告の申告・納付期限

税 目	所得税及び 復興特別所得税	消費税及び 地方消費税	贈与税
申告・納付期限	令和6年 3月15日(金)	令和6年 4月1日(月)	令和6年 3月15日(金)
振替納税 の場合	令和6年 4月23日(火)	令和6年 4月30日(火)	取扱いなし

○ 国税の納付方法

国税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などから納付手続が可能な「**キャッシュレス納付**」が便利です。

◆ 振替納税 オススメ!

預貯金口座から自動的に引落し

【事前手続】

振替依頼書の提出(e-Taxによる提出ができます。)

パソコンやスマホで
簡単手続き!!



◆ ダイレクト納付

パソコンやスマホから簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付

【事前手続】

e-Taxの開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出

(届出書提出後、利用開始までに、1か月程度かかります。)

◆ インターネットバンキング

インターネットバンキング等による納付

【事前手続】

e-Taxの開始届出書の提出、インターネットバンキングの契約

◆ クレジットカード納付

「国税クレジットカードお支払サイト」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付手続

※ 納税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

◆ スマホアプリ納付

「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセスして納付手続

※ 事前手続き不要、一度の納付での利用上限金額は、30万円

◆ 窓口納付

現金に納付書を添えて、金融機関又は税務署の窓口で納付します。

※ 税務署での納税受付時間は9時から16時です。

※ 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありません。

インボイス制度

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されました。

インボイス発行事業者の登録を受けている事業者の方は、申告が必要です。

なお、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた場合に、
売上税額の2割を消費税の納付金額とすることができる特例(2割特例)が設けられています。

詳しくは、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

インボイス制度特設サイト



令和5年分決算・所得税確定申告期相談会（事務所）の注意点

所得税及び復興特別所得税の確定申告期限は令和6年3月15日（金）です。確定申告書や決算書の下書き用紙をお持ちでない方は、集計表や残高試算表をお持ちいただくか、科目ごとの合計額を計算されたうえでご来所ください。なお、令和4年に事務所のパソコンで決算書・申告書を作成された方には、12月に減価償却費の計算書と一緒に確定申告書や決算書の下書き用紙を同封しております。（会計ソフトブルーリターンA利用者を除く）

また、令和元年分より確定申告書の提出の際、添付不要となった給与所得・退職所得・公的年金等の源泉徴収票や、上場株式配当等の支払通知書の書類についても、確定申告のご相談時に金額確認等で拝見する場合がございますので、必ずご持参ください。

医療費控除を受ける場合、令和2年分より領収書添付ができなくなり（ご自宅で5年間保存）、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。用紙は当会事務所にございますので、必ず事前にご準備ください。

令和5年分消費税確定申告相談会（事務所）の注意点

消費税の確定申告期限は令和6年4月1日（月）です。

事務所の相談会は令和6年3月29日（金）迄です。※完全予約制

消費税の確定申告書を提出される方へ【重要】

- ・ 令和3・4・5年分の決算書・所得税確定申告書（控）、消費税確定申告書（過年度申告された方のみ）及び令和5年分の帳簿（税率ごとに区分して集計したもの）をお持ちください。
- ・ 一般課税で申告される方は、必要経費の税区分が正しく区分されていないと申告できません。
- ・ 簡易課税制度の適用を受けている方は、売上の事業区分が明確でないと申告できません。

※原則、課税仕入れ等に係る消費税を控除するためにはインボイスの保存が必要です。

※2割特例を検討している方も税区分の整理が必要です。

- ・ 会計ソフト「ブルーリターンA」を使用し税区分が正しく入力されている場合や2割特例適用、又指導員の判断等で所得税・消費税申告相談が50分以内で完了する方を除き、3月18日以降にご来所ください。（完全予約制）

※消費税の申告の予約をお取りいただいていない方は、所得税申告相談時にその旨指導員にお伝えください。

電話のかけ間違いが多くなっています。お間違えの無いようにお願いいたします。

TEL : 045-881-8558 FAX : 045-861-3505

混雑状況によりつながりにくい場合があります。

イタリアとのZoom会議

コロナ禍をきっかけに、世界中でWeb会議システムが一気に普及しました。弊所でも、Zoomを使用してお客様とお打ち合わせをする機会が格段に増えました。先日面白かったのが、イタリア在住の顧問先様と初めてZoomで決算のお打ち合わせをしたことです。時差を考慮して会議時刻を設定し、いざオンラインでつながると、日本とイタリアで1万キロ近い距離と8時間の時差があるにもかかわらず、画面越しに生で会話をしているのがとても不思議な感覚になりました。会議中に窓の外の風景を見せてくださったのですが、小高い丘の上に教会が立つ、とても牧歌的な美しい景色で、自分が戸塚にいることを一瞬忘れてしまうほど、イタリア気分を存分に味わうことができました。

このようにWeb会議を筆頭に、e-Taxのさらなる普及やデジタルインボイス、電子帳簿保存など業務のデジタル化が進み、今、税理士を取り巻く業務環境が大きく変わろうとしています。今回はお客様側が国外でしたが、逆に税理士側が世界中どこにいても仕事ができるような環境や法整備も整いつつあります。大きな時代の変化の波にうまく乗れるように、日々精進していきたいと思っております。

税理士 高橋 ゆり夏

労災保険の年度更新について

労働保険（労災・雇用保険）の年度更新の手続きをしていただく時期になりました。

当会の労働保険事務組合員の皆様には、3月中にお手元に送付いたします。

「労働保険料算定基礎等の報告」

「一括有期事業報告書（建設事業）」

を4月26日（金）までに事務局に提出してください。

※一人親方（建設業）に加入希望の方も、随時承っております。お申込の際には運転免許証等の身分証明書の写し（又はコピー）をご持参ください。

お問い合わせは

（一社）戸塚青色申告会労働保険事務組合・建設業組合
電話：045-881-8558 FAX：045-861-3505

1月24日青色コーナー協力要請状の 交付式が行われました。

2月16日から税務署に「青色コーナー」が設置されます。設置にあたり、斎藤署長から森会長へ協力の要請がありました。

会の動き

◆ 予 定

- 2月5日 決算確定申告相談会（JA和泉支店）
- 2月7日 決算確定申告相談会（JA川上支店）
- 2月8日 決算確定申告相談会（JA大正支店）
- 2月29日 決算確定申告相談会（JA本郷東支店）
- 3月5日 決算確定申告相談会（JA本郷支店）
- 3月6日 決算確定申告相談会（JA中川支店）

会費の納入のお願い

会費は年払いとしておりますが、銀行自動振替の場合には年2回にわたっての納入となります。

前期（令和6年4月～9月）分11,000円は、4月3日（水）が振替日です。残高の確認をお願いします。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

訃報
渡邊 眞一 様 戸塚区
佐藤 トク 様 泉 区
三浦 美雪 様 戸塚区
綱島 八重子 様 戸塚区
酒井 博 様 栄 区

※ ご不幸があった時は、すぐに事務局までご連絡ください。

編集後記

高齢化率が50%を越え、コミュニティの維持が難しい地域を「限界集落」と呼ぶらしい。「集落」、落は村の意。家の集合した所、広義では都会も含む。金田一京助著、新明解国語辞典。

私の住む160世帯の小さな町内会も、子供達を殆ど見かけず、この10年間で一人暮らしの方や空き家も増え、超高齢化集落となってしまった。

現在は個人の考え方が尊重され、他人を干渉しない風潮が主流だ。「向こう三軒隣り」という、互いに助け合うという精神が希薄になっていて、今や死語同然に思える。

高齢化を防ぐことは誰にも阻止できない。大災害時に私達はどうか助け合って行けば良いのだろうか。

広報委員 鈴木 繁